

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	堀田 潤
登録番号又は法人番号	20242420
所属する単位会	富山県行政書士会
事務所名称	堀田潤行政書士事務所
事務所所在地	富山県中新川郡立山町利田668番地7
処分年月日	令和4年7月13日
処分内容（種類）	1年間の会員の権利の停止
上記処分をした理由	<p>令和4年5月20日に富山労働局が雇用調整助成金の不正請求に貴殿が関与していたことを発表し、同月21日付けで各報道機関により広く報道された。さらに、令和4年6月29日開催の本会綱紀委員会の聴聞においても貴殿は不正請求に関与した事実を認めている。</p> <p>以上の事実は、明らかな法違反であり国家資格者として決して許されるものではないばかりか、著しく行政書士の信用又は品位を害する重大な行為であり、行政書士法第10条及び第13条ほか下記会則に違反するものである。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>行政書士法第10条 行政書士法第13条 日本行政書士会連合会会則第59条 日本行政書士会連合会会則第60条 日本行政書士会連合会会則第62条 富山県行政書士会会則第51条 富山県行政書士会会則第52条</p>